

小樽市コミュニティバス運行業務 仕様書

本仕様書は、小樽市コミュニティバス運行業務について必要な基本的事項を定めるものである。

1 業務名

小樽市コミュニティバス運行業務

2 業務の目的

小樽市においては、銭函・桂岡地区を運行する路線バスが令和9年3月末をもって廃止される予定となっており、地域住民の通院、通学、通勤その他の日常生活に必要な移動手段の確保が課題となっている。

このため、市が実施主体となるコミュニティバスを導入し、銭函・桂岡地区における地域公共交通の維持及び確保を図る必要がある。

この業務では、小樽市コミュニティバスの運行並びにこれに付帯する運行管理その他必要な業務を実施し、持続可能な地域公共交通の確保を図ることを目的とする。

3 業務の概要

(1) 実施主体

小樽市（以下、「市」とする。）

(2) 運行業務受託者

プロポーザルにより選定された事業者又は共同企業体（以下「受託事業者」という。）とする。

共同企業体の場合は代表構成員を定め、市との契約その他本業務に関する連絡調整の窓口とする。

(3) 履行期間

契約締結日から令和10年3月31日までとし、内訳は次のとおりとする。

ア 運行準備期間：契約締結日から 令和9年3月31日まで

（車両の納車は令和9年3月1日ころ見込み）

イ 運行期間：令和9年4月1日 から 令和10年3月31日まで

(4) 運行方法

市が実施主体となる道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条に基づく自家用有償旅客運送

(5) 運行経路、停留所、運行日、運行便数及び運行ダイヤ

別紙「路線図（案）」及び「運行ダイヤ（案）」によるものとする。

なお、当該路線図及び運行ダイヤは、小樽市地域公共交通活性化協議会において協議された内容に基づくものであり、道路運送法に基づく登録手続、条例及び規則の制定その他必要な手続の状況により、運行開始までの間に変更となる場合がある。ただし、大幅な変更を予定する

ものではない。

受託事業者は、市から変更の通知があった場合は、当該変更内容に対応するものとする。

(6) コミュニティバス運賃（以下、「運賃」とする。）

小樽市地域公共交通活性化協議会で協議が調い、条例に定める額とする。

(7) 利用者対応

利用者からの問い合わせ、苦情及び遺失物への対応を適切に行うとともに、その内容及び対応結果を記録し、遅滞なく市に報告すること。

(8) その他

本仕様書に定めのない事項又は本業務の実施に関し疑義が生じた事項については、市と受託事業者が協議の上、定めるものとする。

4 業務の細目

(1) 運行車両

- ① 本業務に使用する車両は、市が別途締結する車両賃貸借契約により調達し、受託事業者
に本業務の履行のため無償で貸与するものとする。

受託事業者は、貸与車両を善良な管理者の注意をもって使用及び管理するとともに、本業務の運行及びこれに必要な回送その他市が認める用途以外に使用してはならない。

また、受託事業者は、市から貸与車両の使用及び管理に関する指示があった場合はこれに従うものとし、市が別途締結する車両賃貸借契約に基づき必要となる事項について協力するものとする。

なお、貸与車両 2 台について、安定運行及び年間走行距離の平準化を考慮した運用を行うこと。

三菱ふそうローザ（路線仕様マイクロバス） 乗車定員 29 名 2 台

当該車両は、路線バス仕様として架装した車両であり、運賃収受機器、音声案内装置、ドライブレコーダー、デジタルタコグラフその他運行に必要な設備を装備するものとする。

なお、キャッシュレス決済端末は市が別途調達し、受託事業者に貸与するものとする。

- ② 貸与車両の保管は受託事業者の自動車車庫において行うこととし、貸与車両 2 台分の保管場所を確保すること。

(2) 運転者

- ① 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第 7 号）」に基づき、運行に必要な運転者の人員を確保すること。

- ② 運転者は所要の運転免許を所持し、道路運送法施行規則第 51 条の 16 第 1 項各号に掲げる要件を備えていること。また、運転者を指定し、又は変更したときは、運転者の氏名及び住所等市が別に定める事項について遅滞なく市に報告すること。

- ③ 運転者に対して定期的に安全運転等の教育及び研修を行うこと。

- ④ 運転者は、市が実施主体となる自家用有償旅客運送の車両を運転していることを自覚し、安全運転及び親切丁寧な対応に努めること。

(3) 運行管理

- ① 受託事業者は、関係法令及び本仕様書に基づき、運行に係る安全の確保に必要な措置を講ずること。
 - ② 道路運送法施行規則第 51 条の 17 に規定する業務のほか、運行業務全体の管理に係る一切の業務を行うこと。なお、同条第 1 項に規定する運行管理の責任者を選任したときは、道路運送法第 23 条に規定する運行管理者その他の資格等を証明する書面の写しを添付の上、遅滞なく市に報告すること。
 - ③ 道路運送法施行規則第 51 条の 22 に規定する記録を、市が別に定める日までに市に提出すること。
 - ④ 受託事業者は、運行実績（運行便数、遅延状況、利用者数等）を市が定める様式により市が別に定める日までに報告すること。
 - ⑤ 受託事業者は、運行開始前及び運行終了後に、車両の安全確認、車内の整理及び清掃並びに運賃箱、キャッシュレス決済端末その他運行に必要な設備の点検を行うこと。異常を発見した場合は、安全確保のため必要な応急措置を講ずるとともに、速やかに市へ報告し、その後の対応について市の指示に従うこと。
 - ⑥ 受託事業者は、運転開始前及び運転終了後に運転者に対する点呼を実施し、酒気帯びの有無、疾病、疲労その他安全運行に支障を及ぼすおそれがないことを確認すること。
 - ⑦ 受託事業者は、運転日報、点呼記録、事故報告書その他本業務の履行に関する書類を整理し、市の求めに応じて提出できるよう適切に保管しなければならない。
- (4) 整備管理
- ① 受託事業者は、道路運送法施行規則第 51 条の 24 に規定する業務のほか、貸与車両について、関係法令及び市の指示に基づき、日常点検、燃料油脂の補給、車内外の清掃その他安全な運行に必要な日常的な管理を行うこと。
 - ② 受託事業者は、貸与車両に故障、損傷その他の異常を発見した場合は、速やかに市へ報告すること。修繕、部品交換その他の整備が必要となる場合は、緊急に安全確保のため必要な措置を講ずる場合を除き、あらかじめ市と協議し、市の指示に従うこと。
 - ③ 貸与車両の車検、法定定期点検整備、一般整備、一般消耗品の交換、タイヤ交換その他市が別途締結する車両賃貸借契約に含まれる点検、整備、修繕等については、当該車両賃貸借契約に基づき実施するものとし、受託事業者は、市の指示に従い、その実施に必要な協力を行うこと。
 - ④ 受託事業者の故意又は過失その他受託事業者の責に帰すべき事由により貸与車両を毀損し、又は滅失した場合に生じる費用は、受託事業者の負担とする。ただし、市が別途締結する車両賃貸借契約に付帯する保険又は受託事業者が加入する保険その他により補填される額については、この限りでない。
 - ⑤ 受託事業者は、本業務の適正な履行に必要な整備管理の責任者を選任するものとし、当該責任者について、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 50 条に規定する整備管理者の選任のための要件を満たしていることを証明する書面の写しを添付の上、遅滞なく市に報告すること。
- (5) 停留所の維持管理等

- ① 市が所有する停留所が存する道路において、国、北海道又は市が委託する車道除雪作業が行われた場合で積雪等により利用者の乗降に支障がある場合は、停留所周辺の利用者の安全な乗降に必要な範囲について除雪作業を行うこと。
 - ② 運行ダイヤ等に変更が生じたときは、市が作成した停留所の案内表示を更新すること。
 - ③ 受託事業者は、停留所の状態を定期的に確認し、破損、汚損その他利用者の利便性又は安全性を損なうおそれがある場合は、速やかに市へ報告すること。
 - ④ 停留所標識の製作又は購入、設置、移設及び設置工事は市が別途実施するものとする。
 - ⑤ 受託事業者は、運行開始前までに停留所の位置、名称その他運行に必要な事項について市と確認を行うこと。
- (6) 事故発生時等の対応
- ① 委託業務の実施中に受託事業者の責に帰すべき理由により市又は第三者に損害を与えたときは、受託事業者が当該損害を賠償する責を負うものとする。
 - ② 損害賠償に係る第三者との協議は受託事業者が行うものとする。
 - ③ 受託事業者は、道路運送法施行規則第 51 条の 25 に規定する事故が発生した場合の対応に係る責任者を選任し、直ちに市に報告すること。
 - ④ 事故発生時は電話その他の方法により直ちに市に第一報を行い、その後速やかに文書により報告するものとする。
 - ⑤ 受託事業者は、天災、事故その他やむを得ない理由により本業務に支障が生じ、又は生じるおそれがあるときは、直ちに市に報告するとともに、適切な処置を行うこと。
 - ⑥ 受託事業者は、運休又は大幅な遅延が見込まれる場合は、速やかに市に報告するとともに、市と連携の上、利用者に対し停留所掲示、車内表示その他適切な方法により周知を行うこと。
 - ⑦ 受託事業者は苦情及びトラブル等が発生したときは、適切な処置を行うとともに、遅滞なく市に報告すること。
 - ⑧ 受託事業者は、車両の故障その他運行継続に支障を及ぼす事態が発生した場合は、速やかに市へ報告すること。
- (7) 任意保険
- ① 受託事業者は、貸与車両について、運行開始日までに自らの費用負担により自動車任意保険に加入し、運行期間中継続してその効力を維持しなければならない。
 - ② 任意保険は、少なくとも次に掲げる補償内容を満たすものとする。
 - ア 対人賠償保険 無制限
 - イ 対物賠償保険 無制限
 - ③ 受託事業者は、保険契約締結後、保険証券その他加入内容を確認できる書類の写しを市に提出しなければならない。また、保険契約の内容に変更が生じたときも同様とする。
 - ④ 事故その他保険金の請求対象となる事由が発生した場合は、受託事業者は速やかに必要な手続を行うとともに、市に報告しなければならない。
- (8) 運賃の徴収及び収納
- ① 本業務は、運賃収入（定期乗車券、回数乗車券その他市が発行する乗車券の販売収入を

含む。)を市に帰属させる委託方式とし、受託事業者の収入とはならない。

- ② 3(6)の運賃を徴収するものとする。ただし、キャッシュレス決済等の利用に伴い発生する決済手数料、決済端末の導入費用及びシステム利用料については、市の負担とする。
- ③ 両替用の現金を用意すること。
- ④ 受託事業者は、市が定めるところにより、定期乗車券及び回数乗車券の交付並びにこれらの交付に伴う運賃の徴収及び収納を行うこと。
- ⑤ 運転者は、定期乗車券の提示又は回数乗車券その他の割引乗車券等による支払があった場合は、券面表示内容を十分に確認すること。
- ⑥ 運転者は、利用者がキャッシュレス決済等により支払う場合は、必要に応じて決済端末の操作方法の案内を行うこと。
- ⑦ 徴収した運賃の金額を市が別に定める様式に記録し、市が別に定める日までに報告すること。
- ⑧ 受託事業者が現金で徴収した運賃は、市が別に定める日までに納めるものとする。
- ⑨ 運賃收受機器、キャッシュレス決済端末その他市が設置又は貸与する設備に故障その他の不具合が発生した場合は、受託事業者は速やかに市へ報告すること。なお、通常の使用による故障、経年劣化その他受託事業者の責に帰さない事由による修繕又は交換に要する費用は市の負担とし、受託事業者の故意又は過失による場合は受託事業者の負担とする。

(9) 運行準備業務

受託事業者は、令和9年4月1日の運行開始に向け、次に掲げる運行準備業務を実施すること。

- ① 運転者の確保及び教育訓練
 - ② 運行管理体制、整備管理体制その他運行に必要な実施体制の整備
 - ③ 運行経路、停留所位置、転回場所その他運行に必要な事項の確認
 - ④ 運賃收受機器、キャッシュレス決済端末、音声案内装置その他運行に必要な設備の動作確認及び操作訓練
 - ⑤ 試運転その他運行開始に必要な準備
 - ⑥ 市及び関係機関との協議及び調整
 - ⑦ 前各号に掲げるもののほか、市と受託事業者が協議の上必要と認める事項
- 受託事業者は、運行準備業務の実施状況について、市の求めに応じて報告すること。

5 委託料

(1) 委託料に含めるもの

- ① 運送費
 - ア 人件費（運転者、運行管理者、整備管理者、窓口係員その他本業務の履行に必要な人員並びにこれらに係る法定福利費等）
 - イ 自動車任意保険料（貸与車両を対象として加入するものとし、対人賠償保険及び対物賠償保険は無制限とする。）
 - ウ その他の経費（車内清掃、車庫使用料、運行安全確保のための停留所周辺の簡易な除

雪等)

エ 利用者への情報提供に要する経費（運行状況、遅延情報、運休情報等の提供その他利用者サービス向上に必要な経費を含む。）

- ② 現場管理費
- ③ 一般管理費
- ④ 前各号に掲げるもののほか、本業務を履行するために通常必要となる経費（(2)に定める市が負担するもの及び市が別途締結する車両賃貸借契約に含まれるものを除く。）

(2) 市が負担するもの

- ① 本業務の運行及び回送に要する燃料費
- ② 決済端末の導入費用、システム利用料及び決済手数料、乗車券（定期券・回数券等）の作成費用

(3) 受託事業者が負担するもの

- ① 受託事業者が、貸与車両を本業務の運行・回送以外の目的で使用した場合の一切の経費
- ② 本仕様書に定めるほか、受託事業者の責に帰すべき事由により生じた経費

(4) 委託料の支払について

- ① 運行業務に係る委託料は、運行期間の毎月において按分した金額を支払うものとし、端数は最終月に精算するものとする。
- ② 市が別に定める方法により該当月の業務が完了したことを確認後、受託事業者は委託料内訳を添えて、翌月の10日までに市に請求するものとする。
- ③ 運休等により運行が実施されなかった場合の委託料の取扱いについては、天候、災害、事故その他受託事業者の責に帰することができない事由による運休は、委託料の減額対象としないものとする。ただし、それ以外の場合については、市と受託事業者が協議の上定めるものとする。

(5) 委託料の改定について

最低賃金の改定その他の経済情勢の変化により、本業務の履行に要する経費が著しく変動した場合は、市と受託事業者が協議の上、委託料を変更することができる。

(6) 運行条件の変更について

運行経路又は運行便数その他の運行条件に変更が必要となった場合は、市と受託事業者が協議の上これを変更できるものとする。この場合、市と受託事業者が協議の上委託料についても変更できるものとする。

6 その他

(1) 再委託の禁止

受託事業者は、本業務の全部又は主たる部分を第三者に再委託してはならない。

ただし、市の承認を得た場合はこの限りでない。

(2) 個人情報の保護

受託事業者は、本業務の実施に当たり取り扱う個人情報を適切に管理し、第三者に漏らしてはならない。

(3) 関係法令等の順守

受託事業者は、本業務の実施に当たり、道路運送法その他関係法令及び市が定める関係規程を遵守するものとする。

路線図（案）及び運行ダイヤ（案）について

【参考】

年間輸送人員見込み 約 74,000 人
※参考値であり、実際の利用者数を保証するものではない。
※年間輸送人員見込みと実績との差異は、直ちに委託料その他契約条件の変更事由となるものではない。

【路線図（案）】

※今後、地域、運行事業者及び関係機関等との協議により、停留所位置を微修正する場合がある。



※地図データ：地理院地図 vector を基に小樽市作成（令和 8 年 9 月現在）

【運行ダイヤ（案）】

※今後、地域、運行事業者及び関係機関等との協議により、運行ダイヤを微修正する場合がある。

<平日>

銭函浄水場	6:36	7:07	7:57	8:57	10:03	10:55	-	13:33	14:22	-	-	-	17:50	-	-	-	-
銭函駅前	6:50	7:21	8:11	9:11	10:17	11:09	-	13:47	14:36	-	-	-	18:04	-	-	-	-
銭函駅前	-	-	8:22	9:22	-	11:09	12:50	-	14:36	-	-	17:17	-	-	-	-	-
仮) 能開大	-	-	8:25	9:25	-	11:12	12:53	-	14:39	-	-	17:20	-	-	-	-	-
銭函駅前	-	-	8:34	9:34	-	11:21	13:02	-	14:48	-	-	17:29	-	-	-	-	-
銭函駅前	-	7:38	-	9:35	10:30	-	13:03	14:03	-	15:45	16:15	17:30	18:20	18:58	19:30	20:30	21:20
銭函浄水場	-	7:52	-	9:50	10:44	-	13:17	14:17	-	16:00	16:29	17:44	18:34	19:12	19:42	20:42	21:32

<土日祝日>

銭函浄水場	7:20	8:20	8:50	10:10	10:55	11:50		14:14	-	16:30	-	-	-	-	-
銭函駅前	7:34	8:34	9:04	10:24	11:09	12:04		14:28	-	16:44	-	-	-	-	-
銭函駅前	-	-	9:05	10:25	-	-	12:56	14:28	-	-	-	-	-	-	-
仮) 能開大	-	-	9:08	10:28	-	-	12:59	14:31	-	-	-	-	-	-	-
銭函駅前	-	-	9:17	10:37	-	-	13:08	14:40	-	-	-	-	-	-	-
銭函駅前	-	-	9:17	-	11:28	-	13:08	-	16:10	17:30	18:20	18:58	19:30	20:30	21:20
銭函浄水場	-	-	9:32	-	11:42	-	13:23	-	16:24	17:44	18:34	19:12	19:42	20:42	21:32